

「南京大虐殺事件」の検証・途中経過

～東京裁判の審理を中心に～

北海道北見柏陽高等学校 齊籐満幸

1. 論文の目的

満州事変から昭和20年まで続いた各々の戦争の事実関係を正しく理解し、それを生徒に伝えることは、日本の社会科教師としての責任である。しかし、学校現場では教師の歴史観、とりわけ先の戦争に関する論議をすることは稀である。

本論文では、日本の「侵略」の象徴とも言われ、現在でも論争が続いている「南京大虐殺事件」の事実関係を検証する。

2. 高等学校教科書「日本史A・B」(平成25年度用)の記述

(1) 山川出版社「現代の日本史A」:「殺害の人数については、数千人から30万人(現在の中国側の公式見解)まで、いろいろな説があるが、その実情は明らかではない。学者のあいだでは、30万人説は誇大な数字と考えられている。」以上脚注。

(2) 東京書籍「日本史B」:「日本軍は中国と激しい戦闘を交えつつ12月に国民政府の首都南京を占領した。その際、約20万人ともいわれる軍人・捕虜・非戦闘員を殺害するとともに、略奪・放火・性暴力を多数ひきおこした(南京大虐殺)」以上本文。

(4) 清水書院「日本史B」:「この間、南京占領に際し、日本軍は婦女子をふくむ多数の住民を虐殺した(南京大虐殺)。」以上本文。

(5) 実教出版「日本史A」:「現在、中国の南京市郊外の虐殺現場には侵華日軍南京大屠殺偶難同胞記念館(1985年8月15日開館)があり、そこでは市民や武器を捨てた兵士など30万人以上の人々が日本軍によって虐殺されたと表示している。なお、日本国内では虐殺数について「10数万人」など他の説もある。」以上脚注。

3. 論文内容

(1) 序論

「南京大虐殺事件」とは、その時期及び範囲自体が論争の対象となっている。本論文での定義は「日中戦争中の1937年(昭和12年)12月、日本軍が当時中国国民党政府の首都であった南京を攻略した作戦で、南京城内およびその周辺で中国人を虐殺したとされる事件」としておく。

今年で事件後85年目を迎えるが、虐殺数は教科書によって異なっている。そして、現在でも論争は続けられている。虐殺は数の問題ではないという考えもあろうが、20万、30万の「大虐殺」があったとなると話しは違ってくる。ナチスのホロコースト、広島、長崎の原爆と同列におかれるわけである。しかし、東京裁判の記録を読む限りでは、その数を特定するところまでは至っていないというのが筆者の結論である。

本論文ではその論争の出発点となった東京裁判での起訴状、検察側立証、弁護側反証、判決等の検証を通して先の課題にせまることとした。①

(2) 東京裁判での訴因と判決

東京裁判、正式名極東国際軍事裁判(International Military Tribunal for the Far East)では、極東国際軍事裁判条例に基づき裁判を行った。

以下、起訴状中に訴追された各被告の訴因と判決の一覧表を示す。

55 訴因が10 訴因に減らされている。②

●印が有罪と判定された訴因

訴因番号 1 一侵略戦争遂行の共同謀議 27 一対中国侵略戦争遂行

29 一対米侵略戦争遂行 31 一対英侵略戦争遂行 32 一対蘭侵略戦争遂行

33 一対仏侵略戦争遂行 35 一張鼓峰事件遂行 36 一ノモハン事件遂行

54 一違反行為の命令、授權許可による法規違反

55 一違反行為防止責任無視による法規違反

南京陥落時の現地司令官松井石根は55 のみの訴因で絞首刑の判決を受けた。

被告名	1	27	29	31	32	33	35	36	54	55	宣告刑
荒木	●	●									終身禁錮刑
土肥原	●	●	●	●	●		●	●	●		絞首刑
橋本	●	●									終身禁錮刑
畑	●	●	●	●	●					●	終身禁錮刑
平沼	●	●	●	●	●			●			終身禁錮刑
広田	●	●								●	絞首刑
星野	●	●	●	●	●						終身禁錮刑
板垣	●	●	●	●	●		●	●	●		絞首刑
賀屋	●	●	●	●	●						終身禁錮刑
木戸	●	●	●	●	●						終身禁錮刑
木村	●	●	●	●	●				●	●	絞首刑
小磯	●	●	●	●	●					●	終身禁錮刑
松井										●	絞首刑
南	●	●									終身禁錮刑
武藤	●	●	●	●	●				●	●	絞首刑
岡	●	●	●	●	●						終身禁錮刑
大島	●										終身禁錮刑
佐藤	●	●	●	●	●						終身禁錮刑
重光		●	●	●	●	●				●	禁錮7年
嶋田	●	●	●	●	●						終身禁錮刑
白鳥	●										終身禁錮刑
鈴木	●	●	●	●	●						終身禁錮刑
東郷	●	●	●	●	●						禁錮20年
東条	●	●	●	●	●	●			●		絞首刑
梅津	●	●	●	●	●						終身禁錮刑

(3) 東京裁判における「南京事件」の争点

①、虐殺の事実

・起訴状

「殺人」の訴因 45 で、数万の中華民国の一般人及び武装を解除した軍隊を殺害し殺戮したとした。「通例の戦争犯罪及び人道に対する罪」の訴因 55 では、数万の捕虜及び一般人に対して戦争法規違反をしたとしている。

- ・ 検察側立証～検察側最終論告省略
- ・ 弁護側最終弁論

弁論側は、最終弁論段階の個人弁論（松井石根）で、事実を一部認めたが、その内容は若干数であるとした。又、検察側の証言には「伝聞」が多いとし、ジョン・G・マギーの証言は、現実に目撃した事件は殺人事件1、強姦事件2、強盗事件2、計5件に過ぎないと反論。
- ・ 判 決

日本兵はさまざまな残虐行為を犯したと結論づけた。そして、これらの無差別の殺人によって、日本側が市を占領した最初の2、3日の間に、少なくとも1万2千人の非戦闘員である中国人男女子供が死亡したと結論づけた。

②、虐殺数

- 虐殺の総数は、起訴状、検察側冒頭陳述、提出証拠、最終論告、そして判決によって以下のように違うことがわかった。
- ・ 起訴状

員数不詳なる数万の中華民国の一般人及び武装を解除せられたる軍隊を殺害したとしている。
 - ・ 検察側立証

死亡人員が概略26万人とした。次に『南京地方裁判所付検察官報告』（南京地方法院検察処敵人罪行調査報告）の虐殺の部分では、被殺害者確数34万人とした。
 - ・ 弁護側反証

大使館参事官の日高六郎が、陥落当時の南京市民は陥20数万であり、26万人や34万人もの虐殺はありえないと反論。
 - ・ 判 決

南京市人口20万説には触れず、一般判決と個人判決とで虐殺数を明記していた。ところがその数が違っていた。

一般判決では、日本軍が占領してから最初の6週間に、南京とその周辺で殺害された一般人と捕虜の総数は、20万以上とし、松井石根の個人判決では10万以上の人々が殺害されたとなっていた。

③、捕虜の殺害

- 大きな争点は安全地区内に逃げ込み潜んでいた者を戦闘員とするか、非戦闘員とするかで検察、弁護双方による見解の違いである。安全区内に戦闘員が居れば、つかまえて捕虜とすることになるが、非戦闘員と解釈すると、つかまえて捕虜扱いにはできない。
- ・ 検察側立証

キーナン首席検事は、当時ハーグ条約は有効であったとし、南京に対してなされた攻撃は合法的攻撃ではなかったと主張した後に、捕虜の大量殺戮があったことを冒頭で陳述した。
 - ・ 弁護側反証

中山寧人証言によると、捕虜の取り扱いに関しては、国際法上の公式の取り扱いはできなかったが、現地では、事実上、捕虜を国際法上に待遇をしていたとした。そして、安全地区内に一部の敗れた兵が潜んでいて、しかも武器を持って潜んでいたのを、これを探し出して軍法会議にかけて処断したと証言した。

・ 検察側最終論告

中山証人が証言した安全地区内に一部の兵が武器を持って潜んでいたのを探し出して処断したという件について、在南京国際保安委員会委員長会長レーブ（J.H.D.Rabe）氏・フィッチ（G.A.Fitch）氏及び許博士が日本軍当局に抗議をしたにも関わらず、市民は機銃で射撃され、その屍体は池の中に投げられたとした。

・ 弁護側最終弁論

1、2の不心得者がその取扱いを誤った場合があったかも知れぬと前置きし、敗残兵を捕虜とし、捕虜の取扱いについては、上海に捕虜収容所を作り適正な処置をしたと反論した。従って、捕虜への組織的な虐殺・拷問等はあるはずはないと最終弁論で述べた。

・ 判決

日本軍は投降兵を捕虜としたが、投降せず安全区に逃げ込んだ中国兵を捜しだしてその扱いに苦慮していた。判決ではその安全区に逃げ込んだ兵士達には触れず、一般人に対する組織立った大量の殺戮はあったとし、軍服を脱ぎ捨てて住民の中に混りこんでいるという口実で、一般人は一団にまとめられ、うしろ手に締られて、城外へ行進させられ、機関銃と銃剣によって、そこで集団ごとに殺害されたと結論づけた。

4、成果及び今後の課題

(1)、成果

- ①、東京裁判では検察側、弁護側双方が、虐殺、強姦があったことを認めていたことがわかった。しかし、弁護側には事実を検証する手段がなく、検察側の事実認定を反証することができないという制約があった。
- ②、多くの争点となった中で代表的なものは虐殺の規模であったが、検察側は確定した虐殺数を明らかにできていなかった。弁護側は、極少人数という主張であった。特に、日高参事官の証言した、南京市の人口は20万人に減っていたとする根拠が示されればこの争点はより明確になっていたと思われる。

(2)、課題

- ①、虐殺の規模で、検察側、弁護側双方に違いが生じた原因のひとつに、敗残兵に関する認識の違いがあった。この点が論争の中でどう位置付けられてきたのか検証することが今後の課題である。検察側の主張は、南京国際安全区内に逃げ込んだ敗残兵で便衣（平服）に着替え、一般人の中にまぎれこんだ者を非戦闘員としている。他方、当時中国国民党の南京防衛軍司令官であった唐生智は陥落直前に逃亡しており、正式に中国側が降伏をした状態にはなっていないため、日本軍は安全区に逃げ込んだ中国兵を戦闘員として扱った。この点の認識の違いが検察側と弁護側の立証、反証に大きく反映していた。
- ②、法的な問題である。この時点での国際法は、日本が1911年に批准した陸戦法規慣例条約（ハーグ陸戦条約）と日本は批准していなかったジュネーブ条約に関わるものがある。

批准していたハーグ陸戦条約の内容は次のようになっている。

「第一章 交戦者ノ資格 第一条【民兵と義勇兵】戦争ノ法規及権利義務ハ、単ニ之ヲ軍ニ適用スルノミナラス、左ノ条件ヲ具備スル民兵及義勇兵団ニモ亦之ヲ適用ス。

一 部下ノ為ニ責任ヲ負ウ者其ノ頭ニ在スルコト

二 遠方ヨリ認識シ得ヘキ固著ノ特殊徽章ヲ有スルコト

三 公然兵器ヲ携行スルコト

四 其ノ動作ニ付戦争ノ法規慣例ヲ遵守スルコト

民兵又ハ義勇兵団ヲ以テ軍ノ全部又ハ一部ヲ組織スル国ニ在リテハ、之ヲ軍ノ名称中ニ包含ス。」④。

この解釈によると、当時の中国兵は戦時国際法（ハーグ陸戦条約）の「交戦者ノ資格」を持っていないことになる。従って捕虜となる法的資格を失っている。通常、戦争では直接関係のない一般住民と戦闘行為に従事している「戦闘員」の2つに大別される。しかし、色摩力夫（元外務省中南米外務官）によるとその他に「戦闘行為に従事しながら戦争法規の定める要件をそなえていない『非合法』の戦闘員」⑤ がありえるという。

この非合法戦闘員を便衣兵としてとらえることができる。そうすると、「非合法的戦闘員と認定されれば、戦争犯罪人として遇される恐れがある」⑥としている。これは今後の検証課題となるであろう。

③、中国兵及び中国国民党による犯行についての疑義がある。この点は東京裁判では明らかにはならなかったが、今後の課題となっていくであろう。

④、最後に、検察側立証における証拠類の信憑性の問題である。

この問題について富士信夫は、まず証拠に関する規定をあげている。東京裁判での証拠として採用した具体的証拠は、ア、宣誓始末書、聴取書、その他署名のある陳述書。イ、本裁判所において起訴事実に関係ある資料を包含すと認めらるゝ日記、書状若は宣誓又は非宣誓陳述を含むその他の文書 ウ、原本を即時提出し得ざる場合においては文書の写、その他の原本の内容を第二次的に証明する証拠物であった。

この具体的証拠例示に対して富士は、証拠に関するこれらの規定は、検察側には有利に、弁護側には不利になるよう適用されたとしている。富士の計算によれば、検察側立証段階で証拠として受理された証言983通のうち、「その文書作成者が証人として出廷し宣誓の上、その文書内容が真実である旨証言して証拠として受理されたものは268通（27.3%）、残りの715通（72.7%）は、ただ文書だけが提出され、証拠として受理された」⑦ ものであったという。

東京裁判インド代表のバル判事は少数意見判決の中で「法廷は通例ならば伝聞証拠として却下されうるような材料をも受理したのである」⑧と述べている。

参考文献

- ① 極東国際軍事裁判公判記録刊行会編『極東国際軍事裁判公判記録』富山房1949.1.15初版、洞富雄編『日中戦争南京事件大残虐事件資料集 第1巻 極東国際軍事裁判関係資料編』青木書店 1985.10.20初版、朝日新聞法廷記者団編『東京裁判上・中・下』東京裁判刊行会 1964.4.10初版
- ② 富士信夫著『私の見た東京裁判 下』P518 講談社 学術文庫1988.8.10初版
- ③ 洞富雄編『「日中戦争・南京事件大残虐事件資料集第1巻」極東国際軍事裁判関係資料編』P.103 青木書店 1985.10.20初版
- ④ 大沼保昭編集代表『国際条約集』P.631 有斐閣 2007.3.29初版
- ⑤ 小室直樹・色摩力夫著『国民のための戦争と平和の法』P.279 総合法令 1993.10.13初版
- ⑥ 同上 P.280
- ⑦ 富士信夫著『「南京大虐殺」はこうして作られた』P.63 展転社1995.4.29初版
- ⑧ 東京裁判研究会編『共同研究バル判決書 上』P.537 講談社学術文庫 1984.2.10初版

